

テクニカルデータシート

# シーカフューム MS 610

(旧製品名: マスターロック MS610)

シリカフューム

## 概要

シーカフューム MS 610 [SikaFume MS 610] は、金属シリコンとフェロシリコン合金を製造する際に産出される、二酸化ケイ素 ( $\text{SiO}_2$ ) を主成分とした球状で超微粒子のシリカフュームです。

## 特長

1. 吹付けコンクリートの、はね返りや粉じんを低減します。
2. ポンプ圧送性などのワーカビリティを改善します。
3. 材料分離抵抗性を改善します。
4. 硬化コンクリートに対する下記のような諸特性があります。
  - ・高強度化を実現します。
  - ・水密性を増大します。
  - ・塩化物イオン浸透性を低減します。
  - ・中性化速度を抑制します。
  - ・化学抵抗性を増大します。

## 用途

吹付けコンクリート、土木・建築用高強度コンクリート等、広範囲の分野でご利用いただけます。

## 主成分および物性

主成分	外観	密度 ( $\text{g}/\text{cm}^3$ )
二酸化ケイ素	灰色粉末	2.2

## 品質

項目	規格値	試験値	項目	規格値	試験値
二酸化けい素 (%)	85以上	95.29	強熱減量 (%)	5.0以下	1.30
酸化マグネシウム (%)	5.0以下	0.72	湿分 (%)	3.0以下	1.08
三酸化硫黄 (%)	3.0以下	0.43	比表面積 (BET法、 $\text{m}^2/\text{g}$ )	15以上	17.7
遊離酸化カルシウム (%)	1.0以下	不検出	密度 ( $\text{g}/\text{cm}^3$ )	2.20~2.30	2.25
遊離けい素 (%)	0.4以下	0.07	活性度指数 (%)	材齢 7日	95以上
塩化物イオン (%)	0.1以下	0.070		材齢28日	105以上

注) 規格値は、JIS A 6207コンクリート用シリカフュームの値を示した。

## 使用量と使用方法

1. シーカフェーム MS 610は、セメント質量に対して5～10%の範囲でご使用ください。
2. シーカフェーム MS 610を溶解して使用する場合は、40～50%の濃度にしてください。また、溶解したスラリーは速やかにご使用ください。

## 使用及び取り扱い上の注意

1. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
2. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ多量の水を飲ませた後、医師の手当を受けてください。医師の指示がない限り、吐かせないでください。
3. 皮膚に付着した場合は、直ちに水と石鹸で十分に洗い流してください。いかなる場合にも有機溶剤を使用しないでください。刺激が続くようであれば、医師の診察を受けてください。
4. 目に入った場合は、直ちにまぶたを開き流水で15分以上洗い流した後、眼科医の診察を受けてください。
5. 廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた廃棄業者に処理を委託してください。
6. 本製品は他の混和剤や雨水・異物等の混入がないように保管してください。
7. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート（SDS）をお読みください。
8. 弊社製品が、ご使用の用途に適していることを事前にご確認ください。また本製品の目的外での使用、不適切な使用等に起因する結果につきましては、弊社は責任を負いかねます。

## 荷姿

25 kg袋入り

### 規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

### 免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・パールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。